

◇未支給年金・保険給付◇

年金は死亡した月の分まで受給する権利があります。死亡者が受け取れるはずであった年金は、請求すれば遺族の方が受けられます。下記の書類を添付し窓口で請求を行ってください。

なお、請求できる遺族は、死亡者と生計を同じくしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他3親等内の親族です。

<未支給年金の請求に必要なもの>

①戸籍謄本等

死亡者と請求者の身分関係を明らかにできるもの

②死亡者の住民票の除票

③請求者の住民票

④死亡者の国民年金証書

⑤請求者名義の預金通帳

(受取先が郵便局窓口の場合は必要ありません)

⑥認印

⑦その他

死亡者と請求者の住所が別の場合 → **生計同一証明** (民生委員等の証明が必要)

◇年金受給権者死亡届◇

生計を同一にしていた遺族 (配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他3親等内の親族) がいない場合は、受給者の死亡届を提出してください。

<死亡届に必要なもの>

①戸籍抄本、死亡診断書のコピー等

死亡の事実を明らかにできる書類

②死亡者の国民年金証書

③認印